

【契約書別紙】

「訪問入浴介護」重要事項説明書

訪問入浴介護について

1. 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所
所在地	鳥羽市大明東町2番5号
事業所番号	2470900024
サービスを提供する地域	鳥羽市全域

2. 職員体制等

職 種	業 務 内 容	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者	職員・業務の管理	1		1
従 事 者	看護職員	0	3	3
	介護職員	1	8	9

3. 営業日及び営業時間

営業日	毎週月～金曜日（祝祭日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）は除く。）
営業時間	午前8：30～午後5：15

4. サービスの方針

(1) 当事業所の訪問入浴介護従事者は、利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、その居宅において入浴の援助を行います。

またサービスの提供にあたっては、利用者の意思を尊重し常に利用者の立場に立って行います。

(2) 事業の実施にあたっては、保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. サービスの内容及び利用者負担

(1) サービスの内容について

サービス種類	サービスの内容
入浴の援助	居宅に訪問し専用の浴槽で入浴の介助を行い、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(2) 提供するサービス料金と利用者負担について

※ 一定以上の所得のある方については、利用者負担が2割又は3割になります

利用内容	料金	利用者負担		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
基本利用	12,600円	1,260円	2,520円	3,780円
看護師が同行しない場合	11,970円	1,197円	2,394円	3,591円
清拭・部分浴の場合	11,340円	1,134円	2,268円	3,402円
看護師が同行しない清拭等	10,770円	1,077円	2,154円	3,231円

(3) 加算について

項目	料金	利用者負担
初回訪問加算（初めての訪問に対しての居宅訪問での調査費用について）	2,000円	200円
中山間地域等における小規模事業所加算	1回につき所定単位数の100分の10	左記の1割

(4) キャンセル料について

利用者の都合でサービスの利用を中止する場合は、できるだけ利用日の前日までにご連絡下さい。なお、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担額

※ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

6. その他

(1) 訪問日時の変更について

訪問日時はあらかじめ決まっておりますが、やむを得ない事情によりサービス提供日時の変更をお願いする場合があります。

(2) 入浴意見書について

サービス提供の際、疾病等により主治医の指示や意見が必要と判断した場合は「入浴に関する意見書」の提出を求めることがあります。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、

速やかに主治医及び下記の協力医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
家族等連絡先	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

協力医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
市立桃取診療所	鳥羽市桃取町 219	37-3051
市立坂手診療所	鳥羽市坂手町 178	26-3746
市立菅島診療所	鳥羽市菅島町 46	34-2149
市立神島診療所	鳥羽市神島町 85-2	38-2033
その他の医療機関		

8. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族、担当の介護支援専門員に連絡するとともに、安全な措置を講じます。

9. 虐待防止に関する対策

- (1) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けた利用者を発見した場合は、速やかに、これを鳥羽市に通報します。
- (5) 虐待防止に関する担当者を設置します。
電話0599-25-1188 担当 _____

10. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

- (1) 事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。
- (2) 感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。
- (3) 指針の整備、研修を実施します。

(4) 新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画に基づいて対応します。

9. サービスに対する苦情

① 当事業所の居宅介護サービスに関する相談・苦情に対応します。

電話0599-25-1188 担当者 松本さや香 責任者 前田康裕

② 下記の公的機関においても苦情申し立てができます。

・鳥羽市役所 健康福祉課 長寿介護係 電話0599-25-1186

・三重県国民健康保険団体連合会 電話059-222-4165

この【契約書別紙】は、契約に当たり利用者に説明すべき事項について記載したものであり、契約書の付属書類として一体的に扱われるものです。利用者は、この内容に同意した上で、契約を取り交わしてください。

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、契約書別紙に基づく重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 三重県鳥羽市大明東町2番5号
名称 社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会
指定訪問入浴介護事業所
説明者 印

私は、契約書別紙に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

(R6.9)